

高齢者等インフルエンザ予防接種

実施期間	令和5年10月1日～12月31日まで
対象者	次の①または②に該当し、 自らの意思で接種を希望する方 ① 富津市に住所を有する 65歳以上の方 (接種日に65歳であること) ② 富津市に住所を有する満60～64歳の方で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に障害を有する方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害を有する方。(これらの病気により身体障害者手帳1級相当の方)
自己負担	1,000円 (1人1回限り)
申込方法	富津・君津・木更津・袖ヶ浦市の医療機関に直接お申し込みの上、予診票及び説明書の交付を受けてください。
持ち物	予診票・健康保険証等(住所、氏名、年齢が確認できるもの)
留意事項	<p>(1) 医療機関に予約をし、接種してください。</p> <p>(2) 4市以外で接種希望の方は、事前に健康づくり課へ連絡してください。</p> <p>(3) 当日体調が悪い場合は、予約した医療機関に連絡をしてください。</p> <p>(4) 生活保護世帯の方は、無料となります。接種時に「受給証明書」を医療機関へ提出してください。</p> <p>(5) 対象者②の方は、「身体障害者手帳」又は、「医師の証明書」を提示してください。</p> <p>(6) 東日本大震災で被災し本市に避難された方は、健康づくり課までお問い合わせください。(富津市に住民登録のない方が対象です)</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; text-align: center;">新型コロナウイルスワクチンとの接種間隔について</div> <p>新型コロナワクチンとインフルエンザワクチンとの接種間隔の規定が廃止され、選択肢として同時接種も可能となりました。</p> <p>※新型コロナワクチンの接種前及び接種後にインフルエンザワクチン以外の予防接種を行う場合は13日以上の間隔をあけるようにしてください。</p>



高齢者の

インフルエンザは、

重症化することがあります。

流行する前のワクチン接種などが有効です。

1. インフルエンザについて

インフルエンザは「インフルエンザウイルス」に感染して起きます。38℃以上の発熱、頭痛や関節・筋肉痛など全身の症状が急に現れ、高齢の方や種々の慢性疾患を持つ方は肺炎を伴うなど重症化することがあります。

2. インフルエンザを予防する有効な方法

①流行前のワクチン接種が有効です

ワクチン接種を受けた高齢者は、死亡の危険が1/5に、入院の危険が約1/3から1/2にまで減少することが期待できるとされています。現行ワクチンの安全性はきわめて高いと評価されています。

②手洗いやアルコール製剤による手指衛生も有効です

手洗いで付着したウイルスを洗い落とすことや、アルコール製剤による手指の消毒もインフルエンザウイルスに対して有効です。

③感染を広げないために“咳エチケット”を心がけてください

インフルエンザは、主に、咳やくしゃみの際に口から発生する小さな水滴（飛沫）によって感染します（飛沫感染）。普段から“咳エチケット”（①他の人に向けて咳やくしゃみをしない、②咳やくしゃみが出るときはマスクをする、③手のひらで咳やくしゃみを受け止めたなら手を洗うことなど）を心がけてください。

インフルエンザは、

例年12月から3月にかけて流行します。

ワクチンは重症化の予防効果が認められています。

3. インフルエンザワクチン接種による副反応

インフルエンザワクチンは、ウイルスの活性を失わせて、免疫を作るのに必要な成分を取り出し、病原性をなくした「不活化ワクチン」です。接種によってインフルエンザを発症することはありません。比較的多く見られる副反応は、接種部分の発赤や腫れ、痛みなどで、通常2～3日でなくなります。一方で、まれに重い副反応の報告がありますので、気になる症状がある場合は医師に相談してください。

4. 予防接種健康被害救済制度について

定期の予防接種による副反応のために、医療機関で治療が必要な場合や生活が不自由になった場合（健康被害）は、法律に定められた救済制度（健康被害救済制度）があります。



裏面もあります